

若年がん患者在宅療養支援事業の導入について

1 目的

がんに罹患した40歳未満の区民が、住み慣れた地域で安心して在宅療養支援を受けられるように、必要となる介護サービスの費用の一部を助成する。

2 事業概要

対象者に対して、以下の在宅療養にかかる費用を助成する。

(1)対象者

次の要件を全て満たす者

①40歳未満で台東区に住民登録がある者

②がん患者(がんを原因として認定を受ける場合と同等の状態と医師が判断した場合)で、在宅生活の支援や介護が必要な者

③他の事業において同等の支援を受けることができない者

(2)助成内容

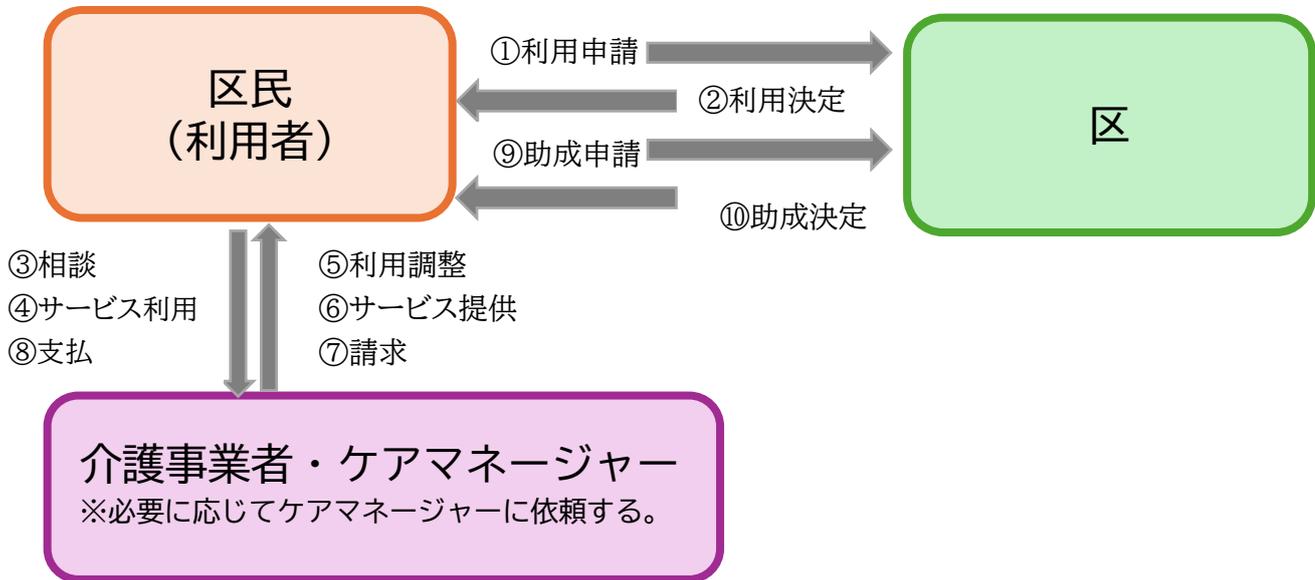
項目	サービスの種類・内容	助成上限額	自己負担
主治医意見書作成費用	在宅療養の支援を受けるために必要な主治医意見書作成料	5,000円	なし
ケアプラン作成費用(居宅介護支援費)	ケアマネージャーが、サービス利用計画書の作成や介護事業者等の調整を行った場合に係る費用	15,000円/月 初月のみ 25,000円	なし
居宅サービスの利用にかかる費用	○訪問介護 ○訪問看護 ○訪問入浴介護 ○訪問リハビリテーション○居宅療養管理指導 ○定期巡回・随時対応型訪問介護看護 ○夜間対応型訪問介護	54,000円/月	1割
福祉用具の貸与にかかる費用	○手すり・スロープ ○歩行器 ○歩行補助つえ ○車いす(付属品を含む) ○特殊寝台(付属品を含む) ○床ずれ防止用具 ○体位変換器 ○移動用リフト(つり具部分を除く) ○自動排泄処理装置 ○徘徊感知機器		
福祉用具の購入にかかる費用	○腰掛便座 ○排泄予測支援機器 ○入浴補助用具 ○簡易浴槽 ○自動排泄処理装置の交換可能部品 ○移動用リフトのつり具部分	90,000円/年	1割

なお、生活保護受給世帯の場合は、自己負担額はなし。

3 事業の利用方法

助成を利用する場合の流れは、以下のとおりである。

ケアマネジャーは必要な場合のみであり、利用者が介護事業者と直接行うことも可能。



4 予算額 (案)

歳入 250千円

歳出 501千円

5 今後の予定

令和7年4月以降

区民周知、事業開始